

第 4 号 甲州きそばの認証基準

平成 3 年 1 2 月 2 0 日制定
平成 1 6 年 3 月 2 6 日改正

甲州きそばの認証基準

1 認証項目

- ・ 甲州きそば

2 定 義

- ・ 石臼で製粉したそば粉を使用し、手打ちの製法により製めんした生そばであって、そば粉の割合が 6 0 % 以上で製造したものをいう。

3 使用原材料

- ・ 主原料のそばが山梨県内で生産されたものであること。

4 製造方法等

- ・ 石臼で製粉したそば粉と小麦粉を混合したものに水又は温湯を加え、手で混練し、熟成させた後、延棒で圧延し、包丁でめん線状に裁断すること。
- ・ 山梨県内で製造されたものであること。

5 表示方法

- ・ 「生めん類の表示に関する公正競争規約」に従った表示を行うこと。
- ・ 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「甲州きそば」と表示することができる。
- ・ 製品には「県産そば使用」等と表示することができる。